

ものれ〜る^{71号}



平成 29 年 11 月 15 日発行

ご意見・ご感想をお寄せください。

発行 武蔵村山市都市整備部多摩都市モノレール推進担当

Tel 042-565-1111(内線 279)/Fax 042-566-4493/E-mail tamamono@city.musashimurayama.lg.jp

多摩地域都市モノレール等建設促進協議会 において**要望活動**を行いました

本市を含む多摩23市3町1村が加盟している多摩地域都市モノレール等建設促進協議会が要望活動を行いました。

要望活動は2日に分けて行われ、10月18日には多摩都市モノレール株式会社、同月24日には国土交通省と東京都に要望を行いました。

【多摩都市モノレール株式会社】



要望内容

公共交通を担う事業者として、多摩都市モノレールの延伸が一日も早く事業化するよう要望

【国土交通省】



要望内容

インフラ外事業費に対する補助制度の一層の拡充や財源確保を含めた検討を進めるよう要望

【東京都】



要望内容

事業化に向けた具体的な調整、事業計画の検討を進めるよう要望

平成30年モノレールカレンダー販売中！！

平成29年度多摩都市モノレールフォトコンテストの入賞作品を掲載した平成30年モノレールカレンダー（価格：300円）を販売中です。

カレンダーは市政情報コーナー（市役所1階）と情報館「えのき」（イオンモールむさし村山内）で販売しています。



新青梅街道沿道地区

用途地域等の変更及び地区計画の策定に関する 説明会(10/27, 28)が行われました！！

「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」(平成26年3月策定)

「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、まちの軸としての役割を担う新青梅街道とその沿道を積極的にまちづくりを推進する地区として、市民の皆様方等との協働により、土地の効果的な利用や機能向上を図るためのまちづくりの方針・ルールなどを定めたものです。

「沿道地区まちづくり計画」

に掲げた将来像を実現するためには

都市計画に基づいた具体的な
ルールづくりが必要

- ①「用途地域等」の見直しによる計画的な土地利用の誘導
- ②「地区計画」の策定により、周辺環境と調和したにぎわいと統一感のある良好な街並みの誘導

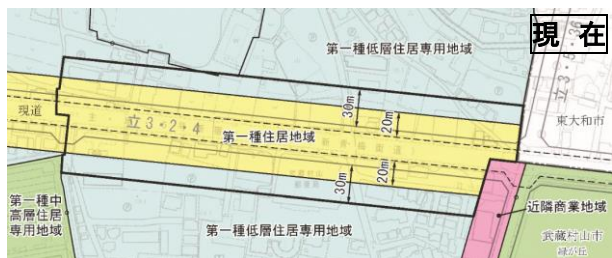
用途地域等の変更及び地区計画の策定対象地域



平成29年3月に道路指定された第1工区の一部区間の沿道を基本とした「第一地区」を対象としています。その他の沿道地区につきましても、拡幅整備事業の進捗に合わせて、順次、進めていく予定です。

用途地域※等の変更

※用途地域とは、都市計画によって住宅や商業、工業など建築物の用途に応じて地域を区分し、建蔽率や容積率等を定めたものです。

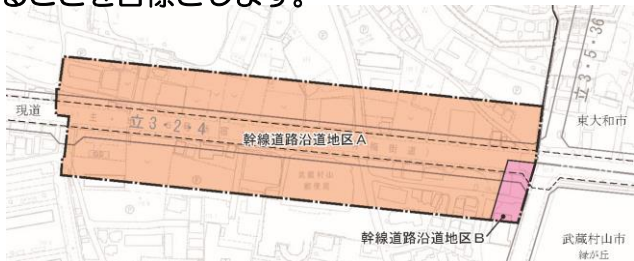


※「第一種低層住居専用地域」のうち、「準住居地域」に変更する区域については、「建蔽率・容積率」、「防火地域及び準防火地域」、「高度地区」、「高さの最高限度」が変更になります。

地区計画※の策定

※地区計画とは、地域住民と市とが協力して、道路や公園、土地の使い方や建物の建て方等のルールを都市計画として定めたものです。

新青梅街道の拡幅整備に合わせて、沿道の適正かつ効果的な土地利用の誘導を図るとともに、周辺環境と調和した沿道型の商業業務施設や中低層住宅が複合的に立地するにぎわいと活力のある沿道市街地の形成を図ることを目標とします。



策定内容 (建築物等に関する制限等)

- 建築物等の用途の制限
- 建築物の敷地面積の最低限度
- 壁面の位置の制限
- 建築物の高さの最高限度
- 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
- 垣又は柵の構造の制限
- 土地の利用に関する事項

モノレールの延伸には事業採算性の確保が重要となるため、新青梅街道沿道については、モノレールの利用者増にもつながる計画的な土地利用の誘導を図っていく必要があります。

用途地域等の変更及び地区計画の策定により、新青梅街道沿道には中低層住宅や3,000㎡以上の中規模の商業施設などが建てられるものとなるため、にぎわいと活力を生む施設が呼び込めるようになります。